

各 位

上場会社名 株式会社 デジタルデザイン
代表者名 代表取締役社長 寺井 和彦
(ヘラクレス市場 銘柄コード 4764)
問い合わせ先 経営管理グループ長 佐藤 真由美
TEL : 06-6363-2322 (代)

訴訟の判決（控訴審）に関するお知らせ

当社は、平成21年12月1日付「訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ」にて公表しておりました売買代金返還請求訴訟において、大阪高等裁判所にて本日、控訴審判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当該訴訟は、平成19年7月18日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、スカイピー・コム株式会社（以下、「スカイピー・コム社」）が、当社に対し売買契約の解除に基づく原状回復を請求していたものにつき、平成21年11月27日付で大阪地方裁判所より、当社がスカイピー・コム社に対して5億9,209万5,000円およびその遅延損害金を支払うことの判決を受けました。

当社は、当該判決の是正を求めため、大阪高等裁判所に控訴していたものです。

2. 判決言渡のあった年月日及び裁判所等

平成22年7月14日 大阪高等裁判所

事件番号：平成21年（ネ）第3269号 売買代金返還請求事件

3. 控訴を提起した者

- (1) 商 号：株式会社デジタルデザイン
- (2) 所 在 地：大阪市北区西天満四丁目11番22号
- (3) 代表者の氏名：代表取締役 寺井 和彦

4. 当該訴訟の内容及び請求金額

(1) 訴訟の内容

スカイピー・コム社が売買契約の解除に基づく原状回復請求を当社に対して行った事案の控訴審です。

(2) 請求金額

5億9,209万5,000円および遅延損害金

5. 判決の概要

- (1) 原判決（第1審判決）を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

6. 今後の見通しと業績に及ぼす影響

大阪高等裁判所において、当社の主張が認められ、当社に支払義務はないとの勝訴判決を受けました。

当社は平成21年11月27日の大阪地方裁判所における敗訴判決（第1審判決）を受けて、平成22年1月期決算以降、本件訴額592百万円とこれに対する遅延損害金および訴訟費用を加え718百万円を訴訟損失引当金に計上しております。

本件勝訴による戻入れにつきましては、確定次第お知らせいたします。

なお、万一、本判決に対して上告等が提起され、最高裁で再び審理されることになった場合においても大阪高等裁判所の判決は維持されるものと判断しておりますが、当社の主張が認められるよう対応してまいります。